

## 1 2 消費者行政の充実強化について

(消費者庁)

### 【内容】

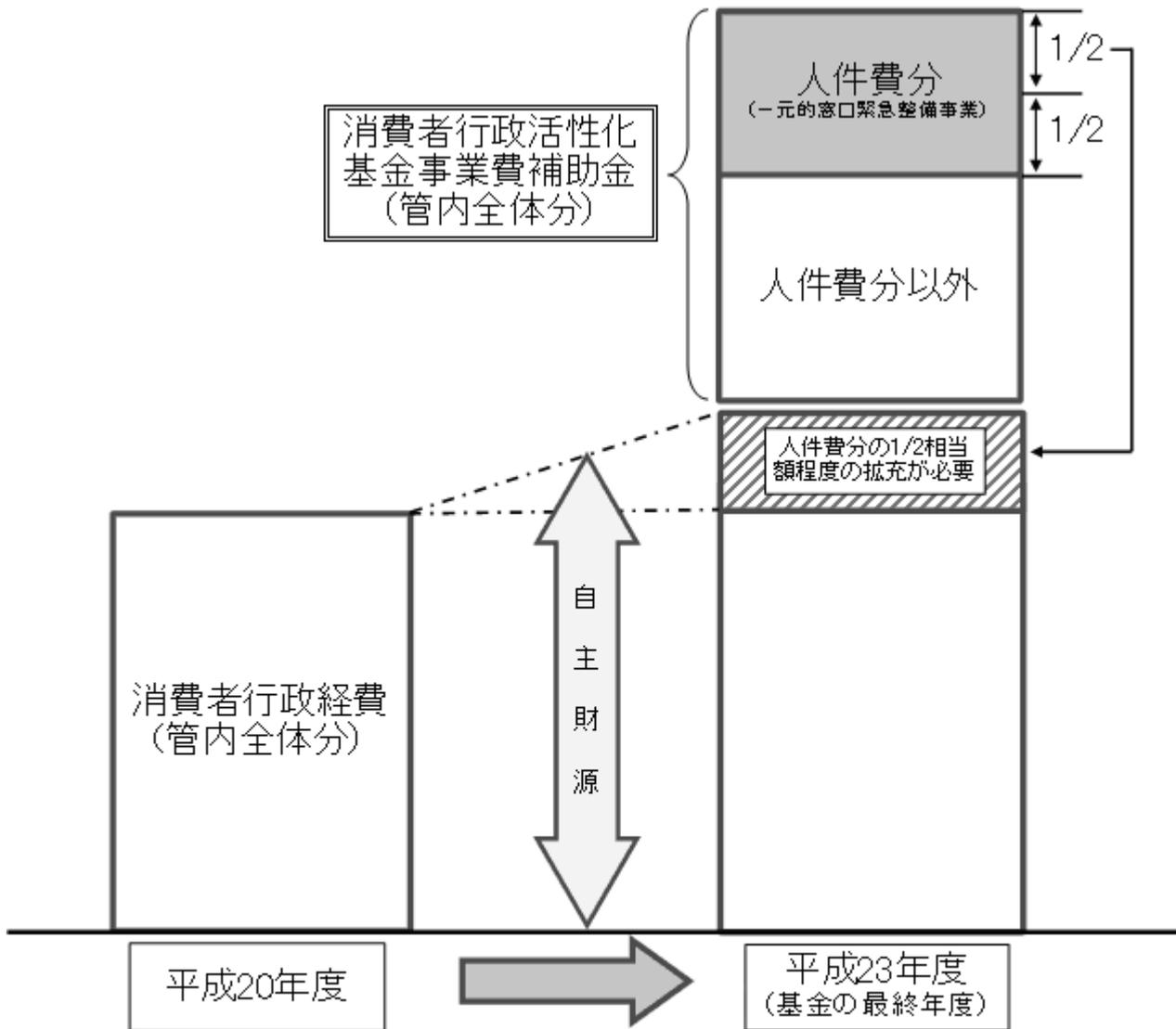
- (1) 消費者行政活性化基金の事業実施期間の延長を認めること。
- (2) 基金を人件費に活用する場合には、消費生活相談員の処遇改善に要する経費も対象とすること。また、自主財源確保の要件を撤廃又は緩和すること。

(背景)

- 安全・安心な消費生活を確保するためには、消費者に身近な地方の消費者行政を充実強化することが不可欠である。国は、平成22年3月に閣議決定された消費者基本計画において、消費者政策の基本的方向のひとつとして、「地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上」を掲げ、地方消費者行政の強化について、相談員を始めとする人材の確保や能力の向上、地域での様々な関係者・関係団体の参加や連携の推進などに取り組むとしている。
- 国は、平成21年度に消費者行政活性化基金を造成し、消費生活センターの設置・拡充、相談員のレベルアップなど、地方消費者行政の充実・強化を支援しているが、本県においては、57市町村中、消費生活相談窓口を設置しているのは48市町村であり、そのうち7市が消費生活センターの要件を満たしているに過ぎず、市町村の消費生活相談窓口の新設、充実強化は喫緊の課題となっている。
- 基金の事業実施期限は平成23年度末とされているが、特に、市町村において消費生活相談窓口の体制を整備し、また、充実強化を進めるに当たっては、相談員の確保など一定の事業実施期間が必要となる。また、消費生活相談員の養成や資質向上を図るための事業は、継続的な実施が効果的である。
- 基金を人件費に活用する場合は、相談員の新規雇用など消費者庁創設に伴い増大する業務を処理するための人的体制整備に要する経費に限定されている。  
しかしながら、既存の相談員においても、相談業務の継続性や相談対応力の向上を図るためには、週の勤務日数を4日以上とするなどの相談体制の強化が不可欠である。この既存の相談員に対する報酬改善などに要する人件費は、基金を活用することができない。
- また、基金を人件費に活用する場合は、市町村を含む県全体の消費者行政経費について、基金導入前の平成20年度の自主財源の水準を維持し、かつ基金を活用した人件費の2分の1相当額が上乘せされた自主財源が、基金最終年度において確保されていることが要件とされている。  
地方財政状況が厳しい中で、この要件を充たすことは難しい状況にあることから、現実には人件費の活用結びつかず、基金を十分に活用することができない。

( 参 考 )

### 消費者行政活性化基金を人件費に活用する場合の要件



**【参考】**

- ・ 「管内全体分」とは、県事業費と県内全市町村の事業費の合計。
- ・ このため、県及び県内全市町村は、平成23年度に向け、消費者行政に係る自主財源を概ね平成20年度以上の水準に保つ必要がある。